



羽の情報便

復興特別税での負担増は？



東日本大震災の被災者救援の財源確保のため「復興財源確保法」が平成23年12月に公布・施行されました。復興増税は来年1月より関係しますので早めの内容の理解と必要な対応を行いましょ。今回の復興財源確保法で対象となるのは、所得税・法人税・住民税の3つです。

1. 復興特別所得税

まず所得税については、現在の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として、平成25年から平成49年までの25年間導入することが復興財源確保法で定められています。増税幅は2.1%と比較的小さいですが、25年間も継続することになり現在40歳前後の方は定年まで続くことになります。

2. 復興特別法人税

法人税では、まず平成23年度の税制改正の積み残しとしての法人税率の引き下げが行われた上での「復興特別法人税」として10%が付加されます。適用事業年度は平成24年4月1日～平成27年3月31日までの期間内に最初に終了する事業年度から3年間となるため、法人税率の引き下げとセットで実施され、実質的には減税となる予定です。

3. 個人住民税均等割

住民税にも復興特別税が加算されます。復興特別税が加算されるのは住民税の均等割り部分で、増税額は以下の通りです。

道府県民税の均等割り： 1,000円 → 1,500円

市町村民税の均等割り： 3,000円 → 3,500円

平成26年度～平成35年度までの10年間適用となります。増税額は、道府県民税・市町村民税合計で1,000円となります。

種類	内容	開始時期	適用期間
復興特別所得税	基準所得税額の2.1%	平成25年1月より	25年間
復興特別法人税	基準法人税率の10%	平成24年4月より	3年間
個人住民税均等割	年間1,000円上乘せ	平成26年6月より	10年間

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

昨年、自動車を下取りに出したのですが、納税通知書が送られてきました。これは何か間違いではありませんか？

自動車税は、毎年四月一日現在の登録名義人に課税されます。その年度の一年分をまとめて納めることとなります。自動車を手放しても管轄の運輸支局で「移転登録」の手続きをしない限り、自動車税は毎年課税されてしまいます。三月までに「移転登録」の手続きをすれば、翌年度以降は新しい名義人に課税されますので、もし不明な点があれば、下取りを依頼した業者に早め確認をしてみましょう。また、自動車を廃車にした場合も、運輸支局で「抹消登録」の手続きをしない限り自動車税は毎年課税されま



税金まめ知識（第61回）役員にかける生命保険料

1. 養老保険

貯蓄性の高い生命保険のひとつに養老保険があります。養老保険とは、満期保険金があり、死亡保険金と満期保険金が同額である保険をいいます。

会社が、役員又は特定の使用人を被保険者とする生命保険に加入する場合、契約形態及び保険の種類によって会社が支払う保険料の処理が異なりますので、十分注意が必要です。保険料の処理は、次のような目安になります。

- 1) 契約者が会社、被保険者を役員、受取人が役員または役員の遺族の場合
会社が支払う保険料は、役員に対する給与となります。したがって、他の役員報酬と合算をしたうえで役員報酬が過大かどうか判定され、過大と認められた部分は損金の額に算入されません。
- 2) 契約者・受取人が会社、被保険者は役員の場合
会社が支払う保険料は、資産計上することになります。
- 3) 契約者が会社、被保険者に役員、満期保険金受取人が会社、死亡保険金受取人が役員の遺族の場合
会社が支払う保険料のうち、2分の1は資産に計上し、残りの2分の1はその役員に対する給与となりますので、過大報酬となればその分は損金の額に算入されません。

2. 終身保険

貯蓄性の高い保険についてはもうひとつ、終身保険があります。終身保険は、養老保険のように満期保険金というものはありませんが、一生涯を保障しますので、死亡した場合には、必ず保険金を受け取ることができます。

終身保険の保険料については、法人税で特に規定されていませんが、貯蓄性があることから養老保険の取扱いに準じて処理することになります。

- 1) 契約者が会社、被保険者を役員、受取人が役員の遺族の場合
会社の支払う保険料は、役員に対する給与になります。
- 2) 契約者・受取人が会社、被保険者を役員の場合
会社の支払う保険料は、資産計上になります。



これらをベースとして節税対策として検討できる保険も数多く発売されています。

7月の税務カレンダー

市区町村の定める日

固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

7月10日(火)

6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



7月31日(火)

5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



スマートにいこう！(2)

～いま流行の「スマート用語」って知ってますか？～



「スマートメーター」

「スマートメーター」とは、電力会社とデータをやりとりできたり、家電製品と接続して電力消費を制御できたりするITを備えた電力メーターで、スマートグリッドを構築するうえでは欠かせない機器です。この領域の先進のEU諸国であるイタリアやスウェーデンではほぼ全戸に設置されています。電力量の削減が注目される日本でも2020年頃を目処に普及が進むものと思われま

「スマートハウス」

ホーム・オートメーションを搭載した最先端の住宅の総称で、これまでは、外出先からの電気錠やエアコンのリモート操作、テレビ画面による家電機器のコントロール、ホームセキュリティー、ホームバンキング、ホームショッピング、また、トイレで測定した尿検査や血圧データを活用した遠隔診断などの機能がありました。今後は更に、従来の家電に加え、太陽光発電・蓄電池・電気自動車等の家庭での全てのエネルギーを管理する住宅へと進化していくと考えられます。



ちょっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (35)

似ているけれど・・・違いは何？



■「保険期間」と「保険料払込期間」

「保険期間」とは、契約した保険の保障が受けられる期間のことです。この期間に死亡や事故があった場合に保険金や給付金がもらえます。「保険料払込期間」とは、契約した保険の保険料を払い込み続ける期間のことです。

■「一時払い」と「一括払い」と「前納」

「一時払い」とは、保険期間全部の保険料を初回に一括で払い込むことです。一括で支払うのでかなり割引があります。「一括払い」は、月払の契約の保険料数回分の保険料を、まとめて払い込むことです。一定の割引があります。そして、「前納」は、年払いや半年払い契約の保険料を何回分かをまとめて支払うことです。一定の割引があります。ただ一括払いや前納の場合は保険料を払い込んでいる期間中、毎年「所得税の保険料控除」が受けられるのですが、一時払いの場合は支払った年度しか「所得税の保険料控除」が受けられません。

■「団体扱い」と「団体保険」

「団体扱い」とは、契約者が会社等に勤務している場合に、その会社などが保険料を契約者の給与から差引いて保険者に支払う方式の契約のことです。「団体保険」とは、勤務先や同業組合など、その団体が1つの契約で一括して加入できる保険のことで、団体そのものを単位としているものを指します。



今月のコラム

いよいよ夏本番を迎え、猛暑日が続いています。この猛暑で、熱中症で病院に運ばれる人も増えており、特に子供やお年寄りへは注意が必要です。皆様も体調管理には十分気をつけて下さい。

さて、部屋を密閉して一日中留守にしていた自宅に汗だくで帰った時、皆さんはまずどんな行動をしますか？ 当然、外気よりも室内の温度の方が高くなっている事が多いもの。鍵を開けて部屋に入るや直ぐ、エアコンのリモコンを探して、スイッチを全開に入れて部屋の温度を下げようとしていませんか？ これでは、日中に蒸し風呂状態になった部屋の温度が下がるまでには相当な時間がかかり、ムダな電気代がかかってしまいます。帰宅した直後は一旦窓を全開にして、室内温度を外気温度と同じくらいまで下げてからエアコンを付けると効率良く室内温度を下げる事ができます。そうは言っても、窓を開けただけでは風はなかなか入って来ないもの。そんな時は、扇風機やキッチンの換気扇を使うと、風の流れを強制的に作る事ができ、効率的に温度を下げる事ができます。こんな小さなところにも、電気代を削減できるエコなアイデアがあります。猛暑は体力を奪います。栄養と睡眠をたっぷり取って、今年の夏を乗り切っていきましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

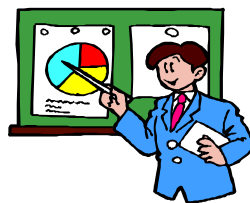
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



体調に気をつけて
猛暑を乗り切りましょう！

